

令和6年7月3日

発言者	発言要旨
奥山委員	令和9年度以降における全国中学校体育大会の種目変更はどうか。
学校体育保健課長	公益財団法人日本中学校体育連盟（以下、「日本中体連」という。）では、少子化への対応、大会運営に関わる教員の負担軽減、夏季競技における暑熱対策等の観点から、全国中学校体育大会（以下、「全中大会」という。）で現在行われている20競技のうち、令和9年度以降、水泳、ハンドボール、体操、新体操、ソフトボール男子、相撲、スキー、スケート、アイスホッケーの9競技について全国大会を開催しないと発表した。今回の発表については、大会の実施形態、開催する競技数、大会規模の縮小等に踏み込み、全中大会の在り方を大きく見直すものである。
奥山委員	廃止になる競技について、代替となる大会は検討されているのか。
学校体育保健課長	競技団体における全国大会が既に開催されており、代替となる大会については競技団体において改めて検討がなされている。また、地区あるいは県、東北大会については、各地域に委ねられており、県の方針はまだ出ていないが、基本的には全国大会がなくとも県大会、地区大会は開催されるものと考えている。
奥山委員	試合の機会が無くなることは大変残念だが、県教育委員会から日本中体連に対して何か要請するなどの対応は考えているか。
学校体育保健課長	現時点では考えていないが、部活動改革の流れの中で、今後、日本中体連の考え方を含め、様々意見を聞きながら大会の在り方についてまとめていきたい。
奥山委員	公益財団法人全国高等学校体育連盟（以下、「日本高体連」という。）への影響はどうか。
学校体育保健課長	日本高体連における動きはまだない。
奥山委員	各中学校における反応はどうか。
学校体育保健課長	日本中体連からの通知が各中学校へ伝わっているかは承知していないが、今後、日本中体連から詳しい説明がなされるものと思っている。
奥山委員	スポーツマウスガードの普及状況はどうか。
学校体育保健課長	スポーツマウスガードの着用については、各競技団体において検討されるものと考えている。それぞれの競技の特性を踏まえ、着用の必要性や有用性などを理解、周知することが重要と考えており、昨年、スポーツ関係団体に対しスポーツマウスガードに係る情報提供を事務局レベルで行ったところである。 今年度における競技団体の具体的な活動として、5月26日にNDソフ

発 言 者	発 言 要 旨
	トスタジアムにおいて行われた、県ラグビー協会員の招待試合において、スタジアム内にマウスガードのブースが設置され、中高生や保護者が関心を寄せていた。
奥山委員	県教育委員会からも、スポーツマウスガードについて各競技団体に対する講習・指導を定期的にも実施してほしいと考えるがどうか。
学校体育保健課長	それぞれ競技の特性があるため、全ての競技が対象にはならないと考えるが、所管するスポーツ振興課と連携をとりながら進めていきたい。
教育長	スポーツマウスガードについては、歯科医師会からも直接その効果などについて話を伺った経過があり、いわゆる激しいスポーツと称されるものについては、一定の効果があるものと考えている。しかし、その効果については、客観的な検証がなされていない事実もあるようなので、まずは指導者を中心に、その必要性を理解していくことが必要と考えている。スポーツマウスガードの有用性を定期的にも紹介する取組みなど、状況に応じて県教育局として対応していきたい。
奥山委員	教員の採用試験におけるスポーツ特別選考の種目は、体操、ウェイトリフティング、ソフトテニス、アーチェリーとされているが、その選定基準はどうか。
管理主幹	高等学校のスポーツ特別選考については、トップレベルの競技経験や技術力、指導力を備えた人材を、県のスポーツ界のけん引的な役割を担う教員として採用することを目的に、平成 26 年度の選考試験から実施している。競技種目については、高等学校体育教員の指導者数が少ない競技や、高等学校体育教員の指導者の高齢化率の高い競技を主に選定している。志願資格を変更したのは平成 30 年度実施の選考試験からであり、志願資格を満たして受験し合格した者は現在 5 名である。
奥山委員	平成 30 年より前は、志願資格がもう少し緩和されていたと承知しているがどうか。
管理主幹	スポーツ特別選考を開始した平成 26 年度から 3 年間は、志願資格について、「高等学校卒業後、国際大会、オリンピック、世界選手権、アジア大会等に日本代表で出場した者、または全国レベルの大会、日本選手権、国民体育大会、全日本学生選手権等で 3 位以上の成績を収めた者、ただし、団体競技によっては選手として登録されたものに限る」として実施した。平成 30 年以降は、現在と同じ志願資格となっている。
奥山委員	現在の志願資格に満たなくとも、優秀な選手や指導力のある者もいると考えられるが、制度の見直しは考えていないのか。
管理主幹	高等学校における部活動改革など、部活動を取り巻く環境が現在大きく変化しているため、今後、スポーツ特別選考の志願資格についても考慮していきたい。
奥山委員	今年度の志願者数はどうか。

発 言 者	発 言 要 旨
管理主幹	今年度の志願は締め切ったが、志願者数はゼロである。
奥山委員	今年度から、競技力向上に関する業務が教育委員会から観光文化スポーツ部に移管されたが、教員の採用など、今後様々な連携が必要になると思われるがどうか。
学校体育保健課長	本県の競技力向上対策を協議する組織として、山形県競技力強化戦略会議があり、今年度からスポーツ振興課に移管された。教育局からは、委員として学校体育保健課長が会議に参加しており、競技力向上に係ることは指導者の情報を含めて共有している。また、日本高体連・中体連については、引き続き学校体育保健課が所管しており、スポーツ振興課を含め、今後も各関係団体としっかり連携していく。
奥山委員	警察職員の採用状況について、定数に対し充足しているのか。
理事官（兼）警務課長	本年4月現在で、警察官は17人の欠員が生じている。
奥山委員	採用直後の退職者はどの程度いるのか、またその理由は何か。
理事官（兼）警務課長	令和5年度に採用した警察官55人のうち、採用時教養で警察学校入校中に退職した者は3人である。退職の理由については、職務適性の不一致などであり、本人からの申出によって退職している。
奥山委員	採用募集における他都道府県との併願の状況はどうか。
理事官（兼）警務課長	<p>本県警察が第1希望の受験者は、千葉県、神奈川県、警視庁等を第2希望にできる一方、警視庁等と比べ採用人数が少ない本県警察では、警視庁等を第1希望とする受験者が、本県警察を第2希望とすることはできない。</p> <p>ただし、警視庁と本県警察の採用試験日が異なり、今年度からは、本県警察の採用試験を東京都内でも受験できるようになったため、関東圏に住んでいながら、山形県警に興味がある方は、警視庁の受験とは別に、本県警察を受験することが可能である。</p>
奥山委員	定年延長等により、60歳を過ぎても引き続き勤務している職員はどの程度いるのか。
理事官（兼）警務課長	今年度は、61歳になる職員が定年を迎えるが、その人数は警察官が35人、一般職員が6人の計41人である。定年退職後に再任用される職員は警察官が68人、一般職員が25人の計93人である。これらを合計すると、現時点での60歳以上の職員は警察官が103人、一般職が31人の計134人である。
奥山委員	当該職員の配置先はどうなっているのか。
理事官（兼）警務課長	今年度の主な配置先は、交番や駐在所をはじめ、警察本部や警察署の留置管理課等で、本人の適性にに応じて様々な部門に配置している。

発 言 者	発 言 要 旨
船山委員	<p>国道 287 号川西バイパスの供用後、県道南陽川西線と交差する十字路での交通事故が相次いで発生しているが、どのように認識しているか。</p>
交通規制課長	<p>本年 3 月 9 日の供用開始以降、約 4 か月間に人身事故 4 件、物件事故 1 件の計 5 件の交通事故が発生している。</p> <p>4 件の人身事故では、6 人が怪我をし、うち 1 人が重傷となっている。当該交差点は、南北に国道 287 号が通り、これまで単路だった従道路が交差し、従道路側に一時停止標識が設置されている十字路である。事故の形態は、5 件全てが車同士の出会い頭の事故となっている。</p> <p>事故の原因は、一時停止標識の見落としや、相手車両よりも先に通過できると過信したことなどによる一時不停止が関係する事故となっている。</p>
船山委員	<p>同交差点の事故防止対策をどう考えているか。</p>
交通規制課長	<p>同交差点で発生した交通事故の全てにドライバー側の一時不停止違反があることから、交通指導取締りを強化するとともに、7 月 1 日には通常の標識の 1.5 倍の拡大標識を追加設置し、視認性を向上させるなどの事故防止対策を講じている。</p> <p>今後、道路管理者と連携し、交差点の明確化を図るとともに、やまがた 110 ネットワークや SNS を活用した安全啓発の広報を実施するなど、交通量や交通環境、交通事故の発生状況等を踏まえた効果的な事故防止対策に努めていく。</p>
船山委員	<p>同交差点での事故発生状況等を受け、改めて警察の認識はどうか。</p>
交通部長	<p>警察では、同交差点で死亡事故は発生していないものの、短期間に人身、物損事故が相次いでいることを重く受け止め、緊急の現場点検と対策会議を実施した。その中で、警察に対し、取締りの強化や大型標識の設置等の要望が出されたところであり、今後も様々な意見や要望等を把握しながら、より効果的な事故防止対策に取り組んでいく。</p>
船山委員	<p>高校の部活動の指導者確保についてはどう考えるか。</p>
学校体育保健課長	<p>高校の部活動において、競技の専門的な指導ができる教員は、保健体育科だけでなく他教科も含め、全体の約 5 割である。学校では不足を補うために外部コーチを委嘱し、競技の専門性を有しない教員とともに指導している。</p> <p>本県の競技力強化を担ってきた種目においては、専門的な指導ができる教員がそれぞれいるが、世代交代を見据え早い段階から OB や O G にコミュニケーションをとって教員を目指すことを意識させ、教員選考試験を受験しているケースもある</p> <p>また、一般選考を志望する者の中には、保健体育に限らず、他教科志望であっても高い競技力を有し、部活動を頑張りたいと思っている者もいる。教員としてはもちろん、部活動の指導者としても時間をかけて育成していくことが大切と考えている。</p> <p>競技の専門性を高めていくには各競技団体の指導者養成システムを活用するなど競技団体の力が不可欠である。併せて本県の競技力強化の所管であるスポーツ振興課の事業にも、指導者育成のメニューがあるので、同</p>

発 言 者	発 言 要 旨
船山委員	課とも連携をしながら取り組んでいきたい。
学校体育保健課長	そのような考え方は各競技団体とどのように共有しているのか。
船山委員	スポーツ振興課において毎年競技団体からのヒアリングを実施する中で様々な情報共有をしている。
学校体育保健課長	競技力向上について、教育局と観光文化スポーツ部の所管はそれぞれどうなっているのか。
船山委員	競技団体の所管はスポーツ振興課で、教員に関することは教育局の所管であるため、随時情報共有をしている。
船山委員	教員の働き方改革として、政府において教員の給与を10%増額させる案が示されたが、どのように捉えているか。
教職員課長(兼)働き方改革推進室長	文部科学省の特別部会における提言まとめとして、教職調整額を10%以上に引き上げるようとの処遇改善案が示されたが、働き方については給与と業務量の両面があるため、10%増額したから良いということではないと捉えている。
船山委員	業務時間の短縮や外部指導者の活用など考えられるがどうか。
教職員課長(兼)働き方改革推進室長	令和5年度上期、中学校において1か月の時間外勤務時間が80時間を超えた人数は65人である。教育局としても、部活動改革のガイドラインや外部指導者等の活用により、この時間外勤務を少しでも削減すべく取り組んでいる。
船山委員	隣県の農業高校では学級規模を維持しているのに対し、置賜農業高校では縮小傾向である。この要因をどのように捉えているか。
高校未来創造室長	<p>本県の場合、農業高校については現在2学級規模が主である。過去10年間は、職業に関する学科について、1学年当たり4学級以上の単独校は、原則単独校として維持、1学年当たり4学級を下回る単独校は、当面は単独校として維持しながら、さらに小規模化が想定される場合に、他学科との再編を検討するという基本方針に基づき再編整備を実施してきた。</p> <p>その結果、村山産業高校や新庄神室産業高校のような農業科、工業科、商業科といった複数学科を設置した併設高校が誕生した。本県においては、少子化や中学生のニーズなどにより4学級を下回る状況になってきたものと考えている。今後さらに小規模化が進むことが見込まれる。</p>
船山委員	今後、更なる県立高校の縮小が懸念されるがどうか。
高校未来創造室長	法律において、公立高校の配置や規模については、私立高校の配置状況を十分に考慮するよう規定されており、県立高校を設置する場合には、私立高校の状況等を踏まえ、私立高校と話し合いを重ねながら進めてきた。私立高校は定員を多く減じることがないことから、少子化に伴って県立高校が影響を受けることのないよう、どのような地域にどのような学科を配

発 言 者	発 言 要 旨
船山委員	置ることが適切か等を考えながら、来年度以降の新たな高校再編整備計画の基本方針を今まさに検討しているところである。様々な方から意見をもらいながら検討を重ねていきたいと考えている。
船山委員	フューチャープロジェクトの現状はどうか。
高校教育課長 (兼) 教育デジタル化推進室長	<p>昨年度から産業系高校 14 校において、地元市町村や産業界、高等教育機関等からなるコンソーシアムを各校に設置し、地域のニーズを踏まえたカリキュラムの開発、地域や産業界との連携協働による特色化・魅力化に向けた取組みを進めている。</p> <p>地域や産業界との連携の例を挙げると、置賜農業高校における地元 J A と連携した最新農業機械に触れる実習の実施や地域と連携した子ども食堂の取組み、同様に地域と連携した山辺高校の高校生レストランの開催、鶴岡工業高校における山形大学と連携したアントレプレナーシップ協働プログラムの展開、村山産業高校における地元製造業と連携した日本製造業コマ大戦の開催など、地域産業界が持つ高い技術を直に学びながら専門性を高める取組みが行われている。こうした連携による取組みを積極的に発信することにより、学校の特色や魅力を広く発信することにもつながっている。</p>
船山委員	教育局として、今後どのような方向で取り組んでいくのか。
高校教育課長 (兼) 教育デジタル化推進室長	<p>フューチャープロジェクトは、産業教育の充実を目的としてコンソーシアムを設置しているが、学校が課題として取り組もうとしていることに対して連携協力先の団体や構成員が柔軟に対応できる仕組みとなっている。</p> <p>地元地域にとどまらず他地域の方からも指導を仰いだり、連携することも可能となっており、学校の魅力化、特色化に向けて一層力を入れて取り組んでいきたい。</p>
柴田副委員長	県内の交差点関連の交通事故の発生状況はどうか。
参事官 (兼) 交通企画課長	<p>令和元年から 5 年までにおける交通事故の発生件数は 1 万 6, 554 件で、このうち交差点関連が 9, 520 件で約 6 割を占める。その約 4 割は、信号機設置の交差点での事故であり、法令違反としては信号無視が最も多く、次いで前方不注意等である。また約 6 割が信号機の設置がない交差点での事故であり、法令違反としては一時不停止が最も多い。</p> <p>死亡事故については、過去 5 年間に発生した 142 件のうち、交差点関連が 55 件で約 4 割を占める。その 3 割は、信号機設置の交差点での事故であり、法令違反としては優先通行妨害が最も多く、次いで歩行者妨害と信号無視である。また約 7 割は、信号機設置がない交差点での事故であり、法令違反としては歩行者妨害が最も多く、次いで交差点安全進行、一時不停止となっている。</p>
柴田副委員長	信号機が交通事故を抑制していると考えられるが、信号機の設置基準と設置要望に対する基本的な対応はどうか。
交通規制課長	信号機の設置基準は、道路交通法に基づき、公安委員会が信号機を設置する場合の一般的事項について平成 27 年 12 月に警察庁が指針として示し

発 言 者	発 言 要 旨
	<p>ている。</p> <p>要望への基本的な対応は、まず、ケース1として、警察庁が示す信号機設置の指針に基づき、信号機設置の条件に該当する場所については全て設置している。また、ケース2として、設置要望があった場合は、同指針に基づき、交通量や交通環境、交通事故の発生状況等を調査分析し、信号機の設置以外に一時停止による交通規制や交差点の明確化等の対策により代替が可能か否かを検討し、交通の安全と円滑のバランスを図りつつ、信号機や一時停止標識等を設置している。</p>
柴田副委員長	<p>近年は、要望に対する設置率が低い、寄せられる設置要望の多くが設置基準を満たしていないということか。</p>
交通規制課長	<p>県民からの要望は、必要条件を満たしているものもあるが、設置基準等を理解していないものも多いと見込まれる。例えば、事故が多いから信号機を設置してほしい、といった理由による要望であると認識している。</p>
柴田副委員長	<p>警察には、どのように要望が寄せられるのか。</p>
交通規制課長	<p>自治体からの要望のほか、県民から直接、電話やメール等で要望される場合がある。</p>
柴田副委員長	<p>今後の設置計画はどうか。</p>
交通規制課長	<p>信号機設置は指針に基づいて検討していく一方で、交通量が減少したこと等により、信号機設置の指針の設置基準に該当しなくなった信号機については、一時停止による交通規制や交差点の明確化等の対策を前提に信号機の撤去を検討し、信号機等の交通規制による効果が最大限発揮されるよう、信号機の適切な整備に取り組んでいく。</p>
柴田副委員長	<p>信号機の設置を望む地域の声は多いと思う。設置については柔軟に対応すべきと考えるがどうか。</p>
警察本部長	<p>委員からの要望は、県民からの強い要望であると重く受け止めて対応していく。一方で、信号機設置には、全国統一のルールがあることも理解願いたい。設置要望がある信号機については、予算の措置も含めて、知恵と工夫を凝らしながら、県民の安全安心に資する交通安全施設を整備するため、確実に取り組んでいく。</p>
柴田副委員長	<p>県立高校の管理運営予算はどのように算定されているのか。</p>
教育政策課長	<p>光熱水費等の管理運営予算については、水道代や電気代、燃料代などの区分に応じ、消費者物価指数や庁内の契約価格などを勘案した指数が財政当局から示され、それを前年度の予算に掛け合わせて予算が措置されるという全庁的な仕組みになっている。それを光熱水費など物価の影響を含め、前年度実績等を勘案しながら学校に配分している。しかし、新築された学校や山形工業高校のように取り壊して改築した学校については、前年度の実績がないため、同規模の学校などを参考にしながら、当初予算編成で予算を組む。その後、状況に応じ、補正しながら予算を措置していくこ</p>

発 言 者	発 言 要 旨
	<p>とになる。最近では、燃料費や電気代の高騰などがあり、それが前の年に予見されているのであれば当初予算に反映できるが、年度途中で上下した部分については補正予算で措置をすることとし、11月頃に各学校に年間の所要額見込みを調査して2月補正予算で最終的な調整をすることになる。年度末にどうしても予算が足りないとなれば、予算の流用で対応せざるを得ないため、決算の中で対応しながら、学校が困らないように措置をしている。</p>
柴田副委員長	<p>学校施設の施設整備の考え方と、学校からの要望調査の方法はどうか。</p>
施設整備主幹	<p>管理運営費とは別に、学校施設の維持管理分として各学校に配分している予算があり、規模面積の大きさや建築後の年数などを勘案し、各学校の年間の維持管理費を積算して、上期と下期に分けて配分している。小規模な修繕はこの予算を使って実施しているが、金額的に対応できない修繕案件については毎年度要望をもらって対応している。具体的には、前年度末に、翌年度に修繕を希望する箇所を見積金額と併せて、優先順位を付して提出してもらっており、新年度の5月頃に職員が現場に行き、学校の説明も聞きながら、どういった状況なのか話を聞いて確認するという作業をしている。その上で危険性はないか、建築基準法や消防法などに違反する状態になっていないか、学習環境や利便性はどうかといった観点から様々な検討を加え、予算を付ける案件を決定していく。例年、夏休みなど工期を確保しやすい時期の前に決定して、各学校に修繕予算を配分している。調査に当たっては、総合支庁の建築課からも専門的な見地から確認してもらっており、その意見も踏まえた対応をとっている。</p>
柴田副委員長	<p>市町村からの協力も募りながら学校の整備を進めるべきではないかと考えるがどうか。</p>
施設整備主幹	<p>県立学校の整備においては、市町村からの寄附は法律で禁止されている。高等学校設置基準において学校として備えるべき設備が決められているが、例えば自転車小屋やグラウンドの芝生化など、必置ではないがあるとなお良いものに関しては、寄附が可能であると解釈している。</p>
柴田副委員長	<p>少子化を踏まえ、施設整備と併せて学校の再編整備を検討し、より良い学びの環境を作っていく必要があると考えるがどうか。</p>
高校未来創造室長	<p>現在、令和7年度以降の県立高校再編整備計画について策定を進めている。骨格は概ね10年の計画とする予定だが、今般の時代の流れの早さや加速度的な少子化の進行を鑑みると、5、6年後には一旦その方針を見直さないと、時代に適合した再編はできないと考えている。検討委員会の中でも、10年あるいは15年の長期的な展望に加えて、5年程度の短期間な展望の検討も必要ではないかという意見もいただいていることから中期的、短期的双方の視点を持って計画の策定を進めていきたい。</p>